

移住支援金

山形県では、東京一極集中の是正及び本県の担い手不足対策のため、東京圏から本県へ移住し就業した方の経済的負担を軽減する「移住支援金（最大100万円）」を支給しています。

支給額 世帯移住の場合：100万円
単身移住の場合：60万円

対象者 以下の全てに該当する方が対象となります。

1.移住元に関する要件

東京23区の在住者又は通勤者（以下の全てを満たす場合に対象）

- 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（条件不利地域を除く）に在住し、東京23区内に通勤※していたこと。

※ 雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。

- 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏（条件不利地域を除く）に在住し、東京23区内に通勤していたこと。（通勤期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる）

※ H31.4.1～R1.12.19に転入した方は別途要件がありますので、お問い合わせください。

2.移住先に関する要件

- 平成31年4月1日以後の転入であること。
- 支援金の申請が転入後3か月以上1年以内であること。
- 申請後5年以上継続して移住先市町村に居住する意思があること。等

3.就業・起業に関する要件

当サイトに移住支援金の対象として掲載する求人に就業した方
又は起業支援金の交付決定を受けた方

また、以下の全てを満たす求人条件である必要があります。

- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- 上記求人への応募日が、当サイトに上記求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

手続き

- 1.対象求人に応募
- 2.内定
- 3.就業
- 4.就業先に3ヶ月以上在職し、かつ居住地の市町村への転入後3ヶ月以上1年以内に移住先の市町村に申請
- 5.移住支援金支給

申請先

新庄市総合政策課広報・地域づくり推進室
0233-22-2111(内線217)